

令和2年度 湯沢町保育料(利用者負担)月額表 3号認定

階層区分		3歳未満 標準時間				3歳未満 短時間			
		利用者負担	備考4～6の軽減措置後の額(第2子まで)			利用者負担	備考4～6の軽減措置後の額(第2子まで)		
			第2子	母子世帯等第1子	母子世帯等第2子		第2子	母子世帯等第1子	母子世帯等第2子
1	生活保護	0	0	0	0	0	0	0	
2	町民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	
3	1 町民税 均等割のみ	10,000	5,000	4,000	0	9,800	4,900	3,900	0
3	2 町民税 所得割額 25,000円未満	12,000	6,000	5,000	0	11,800	5,900	4,900	0
3	3 町民税 所得割額 25,000円以上48,600円未満	15,000	7,500	6,500	0	14,700	7,350	6,350	0
4	町民税 所得割額 48,600円以上57,700円未満	18,000	9,000	9,000	0	17,700	8,850	9,000	0
	町民税 所得割額 57,700円以上60,700円未満	18,000	18,000	9,000	0	17,700	17,700	9,000	0
4	2 町民税 所得割額 60,700円以上72,800円未満	20,000	20,000	9,000	0	19,700	19,700	9,000	0
4	町民税 所得割額 72,800円以上77,101円未満	23,000	23,000	9,000	0	22,600	22,600	9,000	0
	町民税 所得割額 77,101円以上84,900円未満	23,000	23,000	23,000	23,000	22,600	22,600	22,600	22,600
4	4 町民税 所得割額 84,900円以上97,000円未満	25,000	25,000	25,000	25,000	24,600	24,600	24,600	24,600
5	1 町民税 所得割額 97,000円以上121,000円未満	30,000	30,000	30,000	30,000	29,500	29,500	29,500	29,500
5	2 町民税 所得割額 121,000円以上145,000円未満	35,000	35,000	35,000	35,000	34,400	34,400	34,400	34,400
5	3 町民税 所得割額 145,000円以上169,000円未満	38,000	38,000	38,000	38,000	37,400	37,400	37,400	37,400
6	1 町民税 所得割額 169,000円以上235,000円未満	42,000	42,000	42,000	42,000	41,300	41,300	41,300	41,300
6	2 町民税 所得割額 235,000円以上301,000円未満	46,000	46,000	46,000	46,000	45,200	45,200	45,200	45,200
7	町民税 所得割額 301,000円以上397,000円未満	49,000	49,000	49,000	49,000	48,200	48,200	48,200	48,200
8	町民税 所得割額 397,000円以上	52,000	52,000	52,000	52,000	51,100	51,100	51,100	51,100

備考 I  
 ・生活保護とは、生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯  
 ・第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額にあっては前年度分の、当該年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあっては当該年度分の町民税の額の区分が上記の区分に該当する世帯  
 ・第1階層及び第2階層は幼児教育・保育無償化の対象世帯

## 備考Ⅱ

- 1 利用負担額の算定における年齢区分は、毎年4月2日を基準日とした児童の満年齢とする。
- 2 教育・保育給付認定保護者の属する世帯に、次に掲げる小学校就学前子どもが複数人いるときの利用負担額は、当該小学校就学前子どものうち最年長の子どもから順に、2人目を利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1の額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。
  - (1) 次に掲げる施設に在籍する小学校就学前子ども
    - ア 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。)
    - イ 幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園をいい、認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。)
    - ウ 特別支援学校(学校教育法第1条に規定する特別支援学校をいい、同法第76条第2項に規定する幼稚部に限る。)
    - エ 保育所(児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいい、認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第11項の規定による公示がされたものを除く。)
  - (2) 地域型保育又は特例保育を受ける小学校就学前子ども
  - (3) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている施設のうち、児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)であって同法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものを利用する小学校就学前子ども
  - (4) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援又は同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども
  - (5) 児童福祉法第43条の2に規定する児童心理治療施設に通う小学校就学前子ども
- 3 備考2によらず、教育・保育給付認定保護者の属する世帯が第3-1階層から第4-1階層(町民税所得割合算額が57,700円未満であるものに限る。)までのいずれかと認定された世帯である場合において、教育・保育給付認定保護者と生計を1にする者であって、当該教育・保育給付認定保護者に監護され、若しくは監護されていたもの、又は当該教育・保育給付認定保護者、若しくはその配偶者の直系卑属が複数人いるときの利用負担額は、最年長の子どもから順に、2人目を利用者負担額の欄に掲げる額の2分の1額とし、3人目以降の子どもについては0円とする。
- 4 教育・保育給付認定保護者の属する世帯が第3-1階層から第4-3階層(町民税所得割合算額が77,101円未満であるものに限る。)までのいずれかと認定された世帯であって、次に掲げる世帯である場合の利用者負担額は、利用する子どもが第1子の場合、第3-1階層又は第3-2階層又は第3-3階層と認定された世帯は、利用者負担額の欄に掲げる額から2,000円を減じた額の2分の1の額とし、それ以外の階層区分は9,000円とする。ただし、当該各階層において第2子以降は0円とする。
  - (1) 生活保護法に定める要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の推進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を必要とする状態にある者の世帯
  - (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のいない女子又は同条第2項に規定する配偶者のいない男子であって、現に児童を扶養しているものの世帯
  - (3) 次に掲げる在宅障害児(者)を有する世帯
    - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (4) 教育・保育給付認定保護者の申請に基づき生活保護法に定める要保護者に準ずる程度に困窮していると町長が認める者が属する世帯
- 5 備考2から4の軽減を受けていない児童で、同一世帯内に小学校に在籍する者がいる児童の場合、認定された階層の利用者負担額を次のとおり軽減する。
  - (1) 児童が、同一世帯内で小学校に在籍する者から数え、第2子目に当たる場合は、認定された階層の利用負担額を10%軽減する。
  - (2) 児童が、同一世帯内で小学校に在籍する者から数え、第3子目以降に当たる場合は、認定された階層の利用負担額を20%軽減する。